

令和6年3月21日 入札公告

令和6年5月9日 入札及び開札

## 閱 覧 図 書

事 業 名 : 大土山国有林外森林整備事業 (造林)

事 業 場 所 : 広島県安芸高田市向原町 大土山国有林外

事 業 量 :	地拵	3.00 ha
	植付 (改植)	3.00 ha
	防護柵設置	0.56 km
	支障木処理	25 本
	下刈	12.55 ha

1. 森林整備事業請負契約書 (案)
2. 可分事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 請負事業事故報告書様式
6. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 大土山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 広島県安芸高田市向原町 大土山国有林外
- 3 事業量 別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和6年12月6日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の作業期間は別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( ) の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 採用された別紙2「技術提案」については、請負者は履行するものとする。
- (3) 採用された技術等にかかわる提案を履行できなかった場合で、再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は請負者に対して契約金額の減額または損害賠償請求を行うことができるものとする。
- (4) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (5) 約款第38条第1項は、別紙「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (6) 下刈切損の損害賠償については、別紙3のとおりとする。
- (7) 使用材料は書面により報告し、承認を受けた後に材料購入を行うこと。
- (8) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年3月21日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 広島県三次市十日市中2丁目5-19

氏 名 分任支出負担行為担当官  
広島北部森林管理署長 児玉 望 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 技術提案に関する特約事項

提案事項	提案内容
安全管理への工夫と対策	
事業計画の工程管理 (工程管理に係わる技術的所見)	
事業上の課題に係わる技術的 所見 「課題：下刈作業時における 造林木の保護等」	
品質の確認方法及び管理方法 に対する技術的所見 「課題：乾燥による苗木の 枯損防止策の工夫」	

### 下刈の折損賠償

- 1 下刈作業において請負者が折損した苗木の折損率が次の3に定める許容折損率を超える場合は、発注者は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は発注者の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容折損率は次のとおりとする。

林 齢	1年	2年	3年	4年以上
許容折損率	3%	3%	2%	1%

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 折損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

## 可分事業内訳書

作業種	森林事務所	作業期間	国有林	林小班	記番	林齢	数量	摘要
地拵	三次	自 契約締結日の翌日 至 令和6年11月30日	大土山	56と	1		1.75ha	全刈筋置
				56ち	2		0.81ha	全刈筋置
				57よ	3		0.44ha	全刈筋置
地 拵 合 計							3.00ha	
植付 (改植)	三次	自 令和6年9月20日 至 令和6年11月30日	大土山	56と	1		1.75ha	ヒノキ 3,680本
				56ち	2		0.81ha	ヒノキ 1,710本
				57よ	3		0.44ha	ヒノキ 930本
植 付 ( 改 植 ) 合 計							3.00ha	ヒノキ 6,320本
防護柵 設置	三次	自 契約締結日の翌日 至 令和6年11月30日	大土山	56と外	1		0.56km	
防 護 柵 設 置 合 計							0.56km	
支障木 処理	三次	自 契約締結日の翌日 至 令和6年11月30日	大土山	56と外	1		25本	ヒノキ 立木材積2.84m <sup>3</sup>
支 障 木 処 理 合 計							25本	
下刈	三次	自 令和6年6月1日 至 令和6年8月31日	大土山	55な	1	5	1.50ha	全刈
				56ろ	2	6	3.13ha	全刈
				56と	3	6	2.40ha	全刈
				56ち	4	6	1.60ha	全刈
				56り	5	6	0.31ha	全刈
			谷坂山	60は	6	4	3.61ha	全刈
下 刈 合 計							12.55ha	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

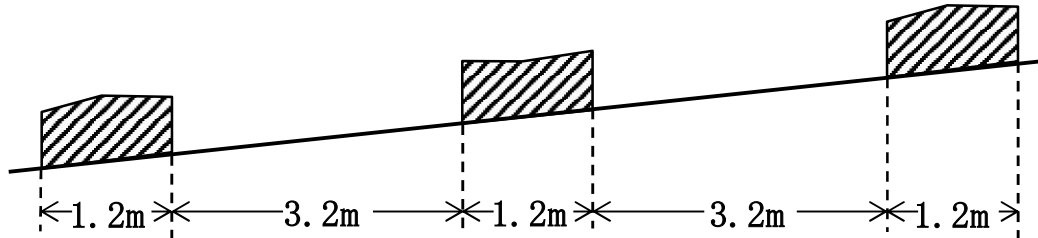


## 地拵（全刈筋置）仕様書

### （地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあつて、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図（側面図）



- 2 地拵は等高線に沿って行う。

### （立木の保残）

- 3 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

### （巻枯らしの要領）

- 4 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

### （その他）

- 5 地拵実施後、植付までに期間が空いたことにより再度下草が繁茂し、植付に支障を来すと判断される場合は、監督職員と現地立会のうえ、植付に支障がない最低限の範囲で刈払を指示することがある。
- 6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 植付（改植）仕様書

### （地拵の確認）

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

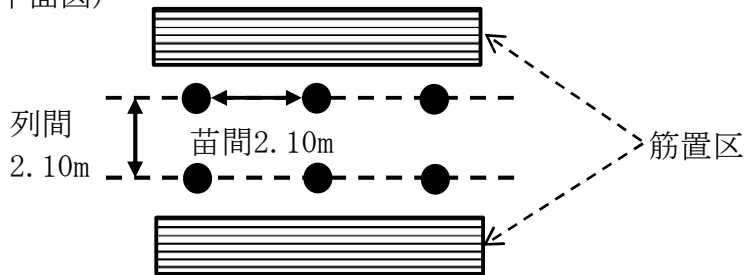
### （植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離）

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

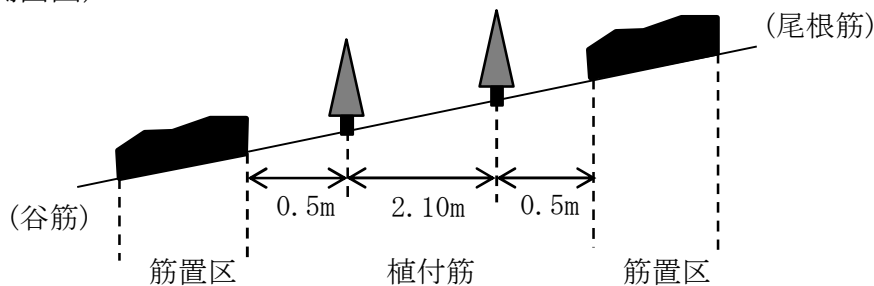
植付樹種	1 ha当たりの植付本数（本/ha）	備 考
ヒノキ	2,100 本	大土山国有林

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 全刈筋置地拵箇所での植付は、植付筋2列植、列間距離・苗間距離ともに、2.10mを原則とし下図の要領により植付ける。

図（平面図）



図（側面図）



### （植付要領）

- 5 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 6 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 7 植穴は、植付地点を中心として約50cm四方程度の地被物を取り除き、広めに深めに掘る。

- 8 植穴堀をする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
- 9 植付は、苗木の根を指で広げながらやや深めに入れ、手で苗木を支えつつ土を寄せかけする。この場合、植穴に落葉等が混入しないように注意する。
- 10 土の寄せかけは、苗木を揺り動かしながら苗木を少し引き上げるようにし、根の位置が自然の深さとなるようにするとともに、根の間に土が十分入るようにすること。
- 11 植付した苗木を少し上に引き加減にしながら、植穴の周囲から中心に向かって踏み固め、苗木を安定させる。
- 12 植付苗木の根元に落葉その他の地覆物を寄せかけ、十分被覆すること。

#### (仮植の実施)

- 13 苗木の枯損防止対策として、全記番において仮植を計上している。納入後、当日植付しない分については全て仮植すること。
- 14 仮植期間については、1週間以内を基本とする。
- 15 仮植地については監督員と現地立会のうえ決定すること。
- 16 その他上記により難しい場合は、事前に監督職員と協議すること。

#### (その他)

- 17 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 苗木（普通苗）購入仕様書

- 1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齢	苗長	苗長	数量	備考
ヒノキ	2年生	35～60cm	5.5mm以上	6,320本	

- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

ア 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。

イ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。

ウ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。

エ 地上部と地下部の均整がとれているもの。

オ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。

カ 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。

キ 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

- 3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等により優良苗木を購入すること。

- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

- 5 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し次の要領で行うこと。

ア 苗木の梱包には「こも」を使用すること。

イ こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上とする。

ウ 根の部分に、わら、こもれぎ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。

エ 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

- 6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか、監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

- 7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 防護柵設置仕様書

### (作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

### (支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置個所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)  
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な場所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。  
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径6 cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

### (ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面との隙間をつくらぬよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定する。  
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

### (ネットの張り具合)

- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

### (スカートネット)

- 13 押さえロープとスカートネットは、かがりロープでお互いを一緒にかがり、ネット下部から外側にスカートネットを張り地面と密着させるため、根株等に針金や釘で固定する。(別図3)

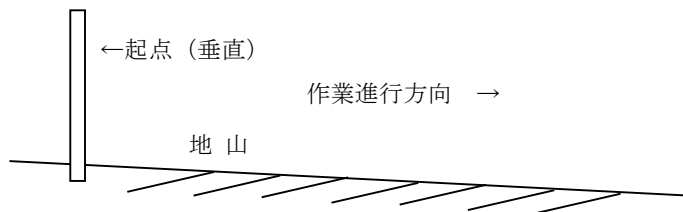
(別図 1)

支柱の設置箇所

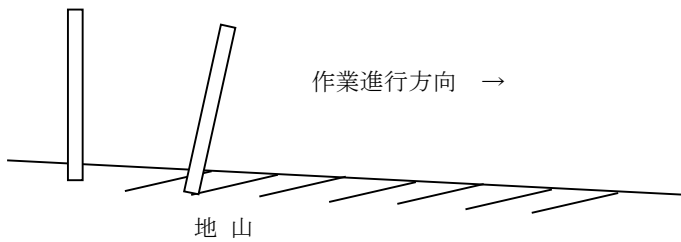


支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

支柱の固定方法



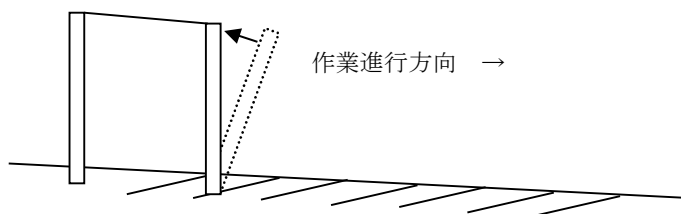
ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



支柱は作業進行 (斜面下方) 方向へ傾けて打ち込む。



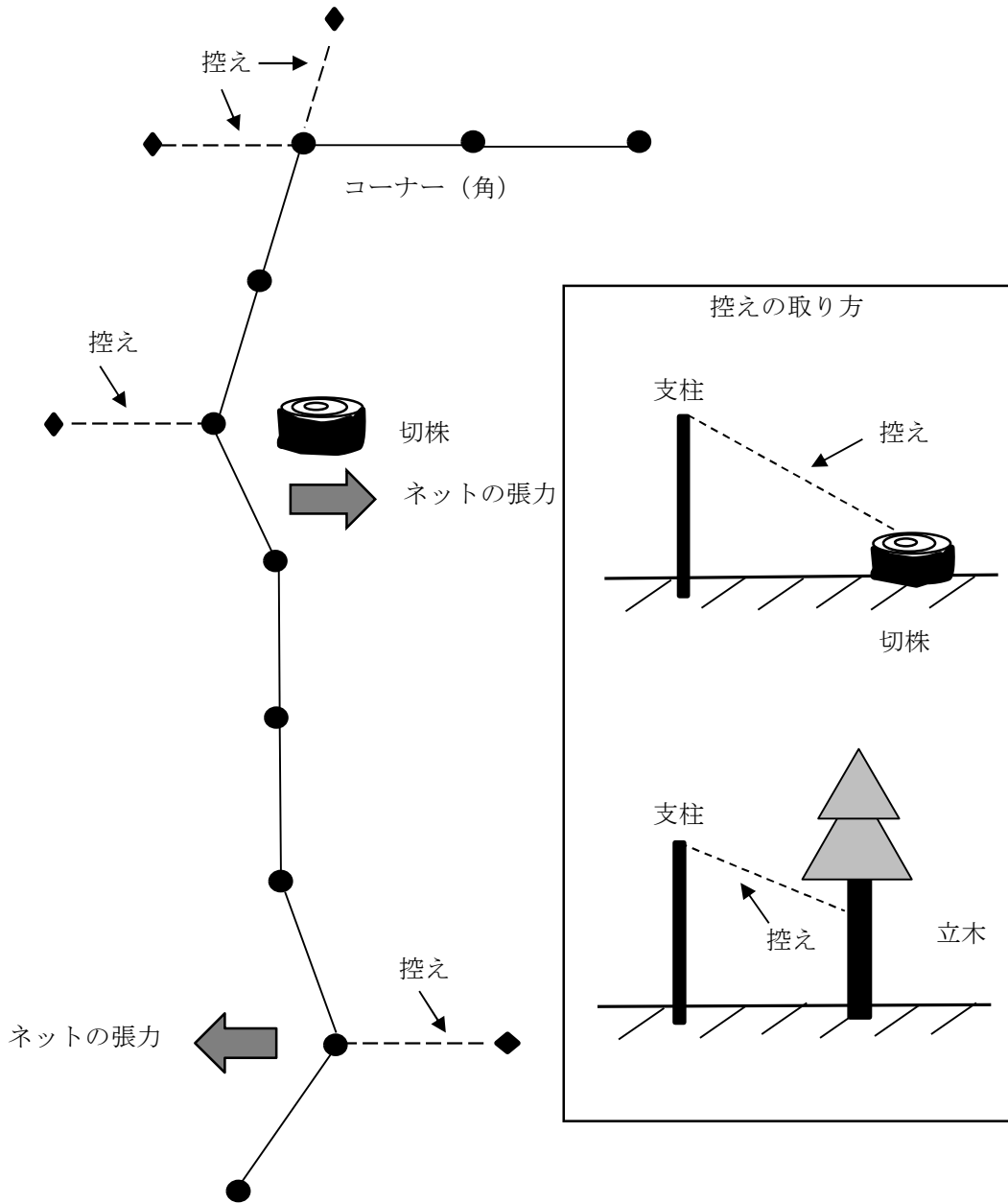
張 ロ ー プ



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直 (最もネットが高く) に仕上げる。

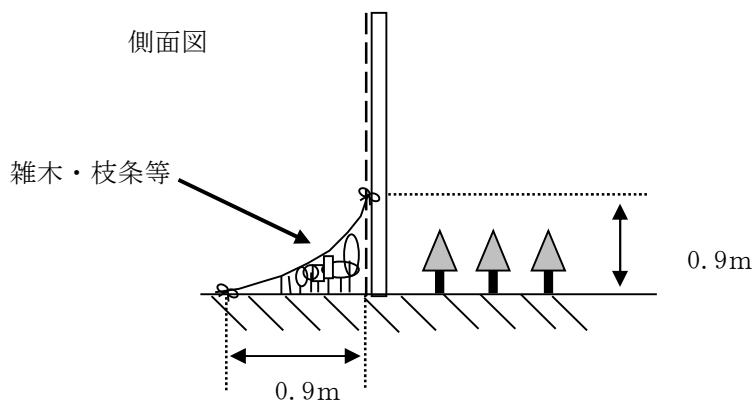
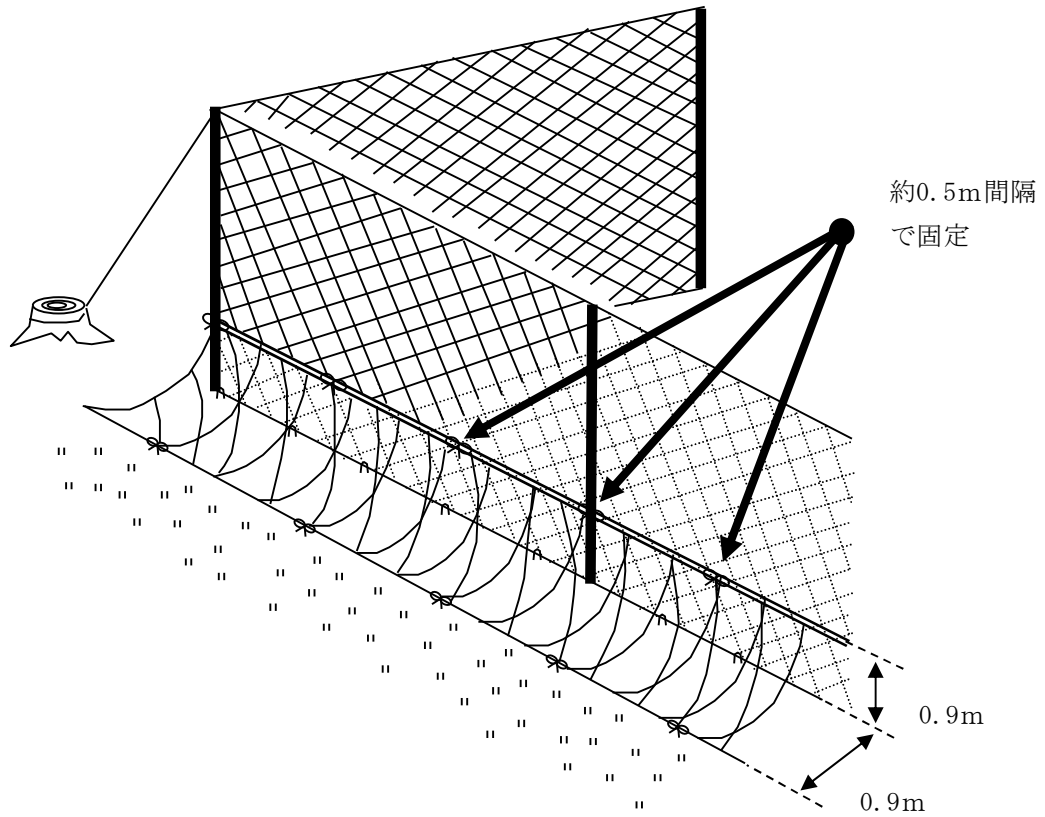
(別図2)

控えロープの設置方法



(別図3)

スカートネット設置状況図



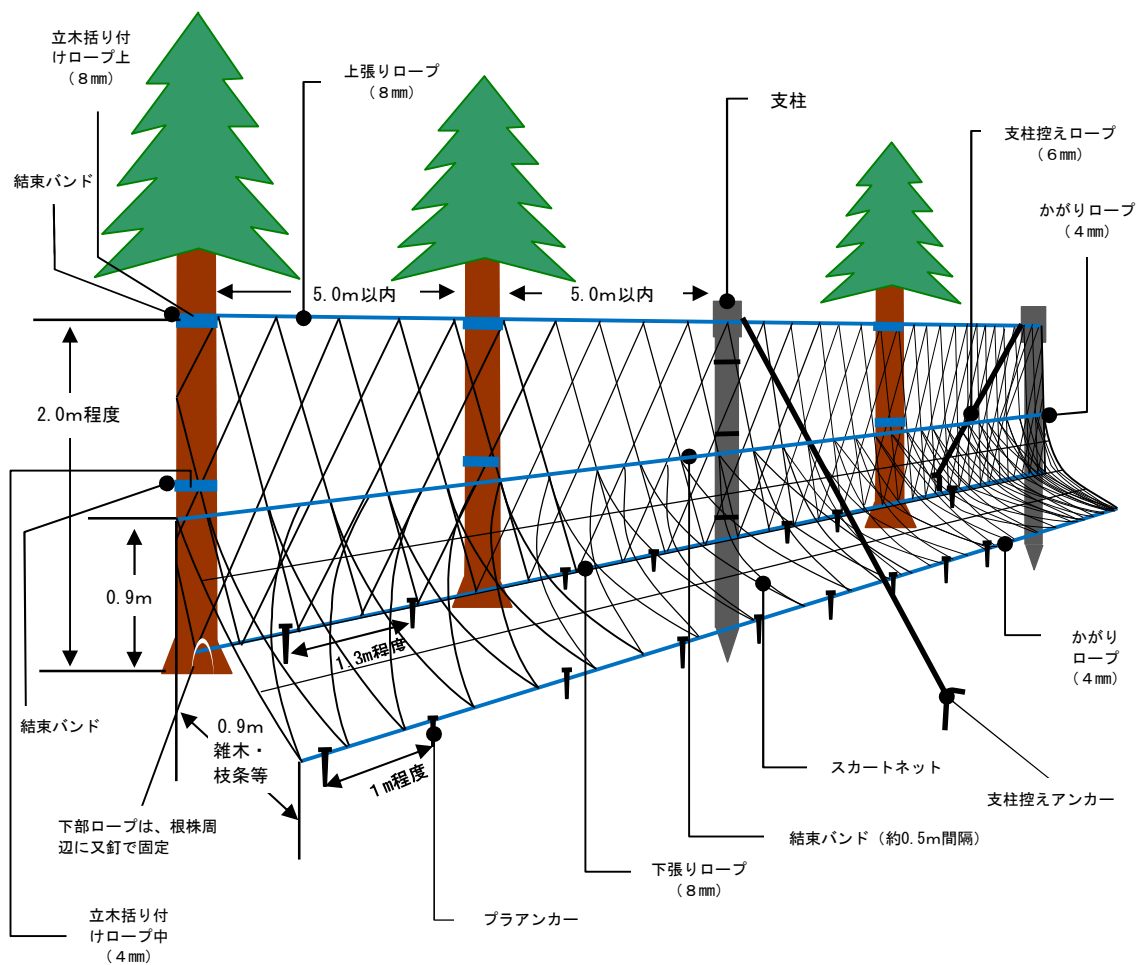
- ◎ スカートネットの上下両端の網目に張りロープを通し、防護柵の外側高さ約0.9m部に、約0.5m間隔（4mに8カ所）で結束バンドにより固定する。  
下部は防護柵から約0.9m離して約1m間隔でアンカーにより、隙間ができないように、周囲の根株等に固定する。
- ◎ スカートネットと防護柵本体との空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。



## 防護柵設置特記仕様書及び標準図（立木支柱利用）

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、胸高直径が14cm以上の生立木とする。
- 3 立木の間隔は、5 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が5 m以上になる場合に設置することとし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所を立木括り付けロープで固定すること。
- 6 歩道等と接続する箇所は、開閉できる出入口を設置すること。
- 7 本事業地は一部分収育林地に隣接しており、該当地外縁立木に白ペンキで表示している。防護柵設置で立木利用する際、分収育林地の立木は使用しないこと。
- 8 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

### 【標準図】



## 防護柵購入仕様書

1 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	ポリエチレン 200 d /120本 ステンレス線入り 0.29mm×4本以上 網目 100mm目合 高さ 2.0m以上 同等かそれ以上	600 m	
侵入防止網用上張りロープ	ポリエチレン 径 8mm以上 同等かそれ以上	660 m	
侵入防止網用下張りロープ	ポリエチレン 径 8mm以上 同等かそれ以上	660 m	
支柱	鉄製・厚さ0.5mm、径38mm、長さ2,000mm以上又はFRP製・厚さ3.0mm、径33mm、長さ2,000mm以上 同等かそれ以上	115 本	
支柱用杭	鉄製・厚さ1.6mm、径25mm角、長さ990mm以上又はFRP製・厚さ6.0mm、径26mm、長さ1,000mm以上 同等かそれ以上	115 本	
支柱用キャップ	支柱に適合するもの ロープ止め付	115 個	
プラスチックアンカー	長さ 400mm以上 (劣化しにくいもの)	986 本	
鉄又釘(下部ロープ固定用)	1.65mm (#16) ×25mm 重さ 1kg以上	1 箱	
スカートネット	ポリエチレン 400 d /36本 網目 50mm目合以下 高さ 1.35m以上 同等かそれ以上	250 m	
スカートネット用かがりロープ	ポリエチレン 径 4mm以上 同等かそれ以上	550 m	
支柱用控えアンカー	L型鉄製径10mm以上、長さ600mm以上 同等かそれ以上	58 本	
支柱用控えロープ	ポリエチレン 径 6mm以上 同等かそれ以上	330 m	
結束バンド	長さ 200mm以上	800 本	
括りつけロープ(上)	ポリエチレン 径 8mm以上 同等かそれ以上	220 m	
括りつけロープ(中)	ポリエチレン 径 4mm以上 同等かそれ以上	220 m	

- 2 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。また、上記購入分以外に現地の隣接する生立木を利用する。
- 4 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
- 5 侵入防止網等は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。  
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- 6 その他必要事項については監督職員の指示によること。

## ワイヤーメッシュ設置仕様書

### (設置方法)

- 1 作業実施に当たっては、別紙「ワイヤーメッシュ設置標準図」に基づくこと。
- 2 ワイヤーメッシュ設置にあたり、川幅以上の現地発生材（以下、丸太という）を2～3本程度用意する。
- 3 丸太を水平に設置し、杭等で固定する。
- 4 ワイヤーメッシュと丸太の結束は、ロープ等で行う。
- 5 防護柵については、丸太の上を通過させ、ロープ等で結束させる。
- 6 設置にあたり、設置場所及び設置方法について監督職員と必ず協議を行うこと。

### (設置位置)

- 7 設置箇所にあたっては、別紙「森林整備事業位置図（5千分の1）」で図示された箇所に設置すること。ただし、地形等により設置が困難な場合は、監督職員と協議を行うこと。

### (その他)

- 8 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

## ワイヤーメッシュ購入仕様書

### (購入物品)

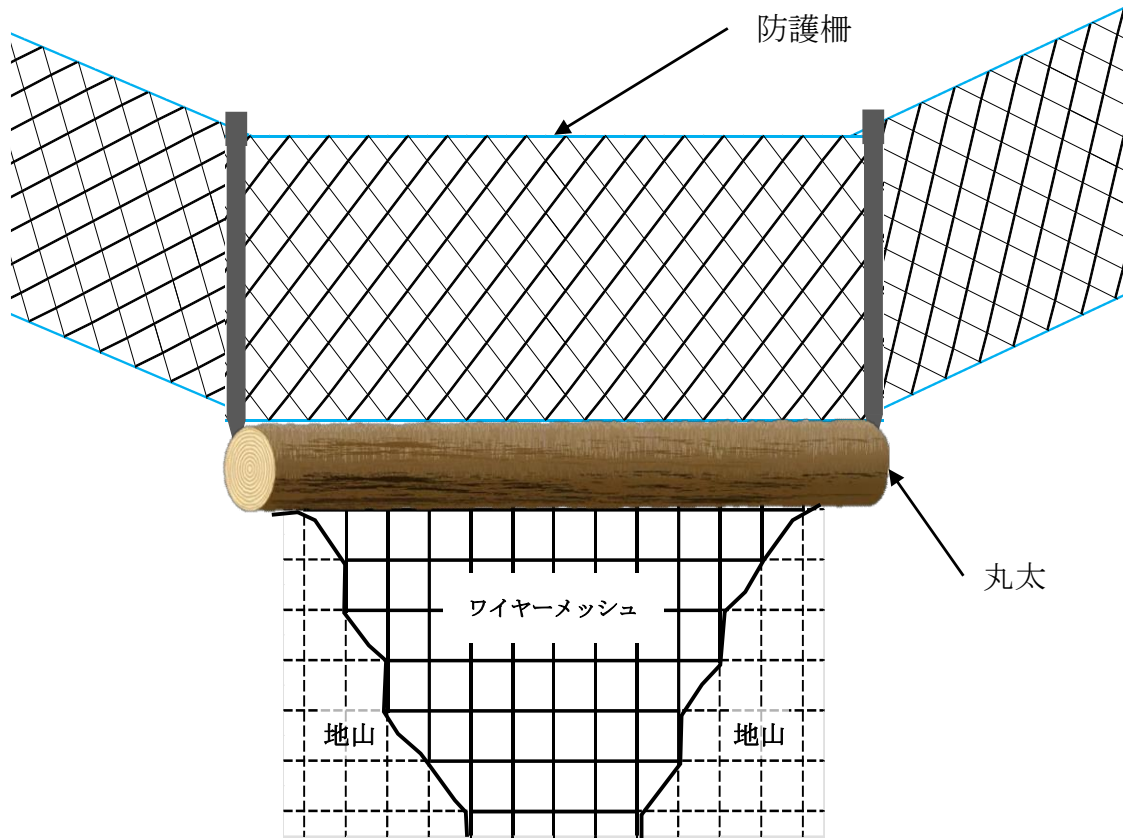
- 1 ワイヤーメッシュ 線径5.0mm 網目15cm 縦1.0m×横2.0m
- 2 数量は3枚

### (注意事項)

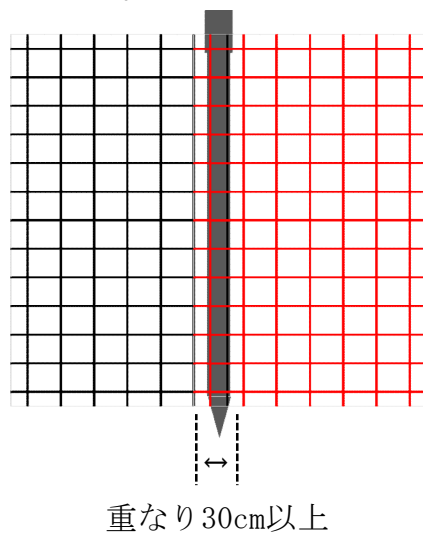
- 3 物品購入にあたっては、上記1、2の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
- 4 ワイヤーメッシュは、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けてから使用すること。
- 5 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- 6 その他必要事項については監督職員の指示によること。

# ワイヤーメッシュ設置標準図

標準断面図



※ワイヤーメッシュを複数枚設置する場合は、ワイヤーメッシュの重なりを30cm以上確保すること。なお、重なりを持たせた箇所には支柱を設置し、ワイヤーメッシュと支柱を結束バンド等で固定すること（下図）。



## 下刈仕様書 (全刈)

### (刈払上の注意等)

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。
- 5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

## 支障木処理仕様書

### (支障木の標示)

- 1 伐倒の対象となる支障木はテープにより標示している。
- 2 支障木の内訳は次に示すとおりとする。

樹種	本数	立木材積[m <sup>3</sup> ]
ヒノキ	25本	2.84

### (伐倒作業)

- 3 伐倒については、安全な方向へかかり木とならないよう完全に伐倒を行うこと。
- 4 伐倒方向については、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。  
なお、やむを得ず沢、歩道等の方向へ伐倒が必要となった場合は、監督職員の指示に従うこと。

### (伐倒木の処理)

- 5 防護柵設置個所に係る伐倒木は、適当な長さで玉切りを行い、設置の支障とならない場所へ集積を行うこと。
- 6 急傾斜地等で伐倒木が転落する恐れのある箇所については、等高線上に転落防止の受杭を設置する等、伐倒木の転落防止の措置を講じること。

### (その他)

- 7 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

# 森林整備事業位置図



事業箇所  
(大土山国有林)

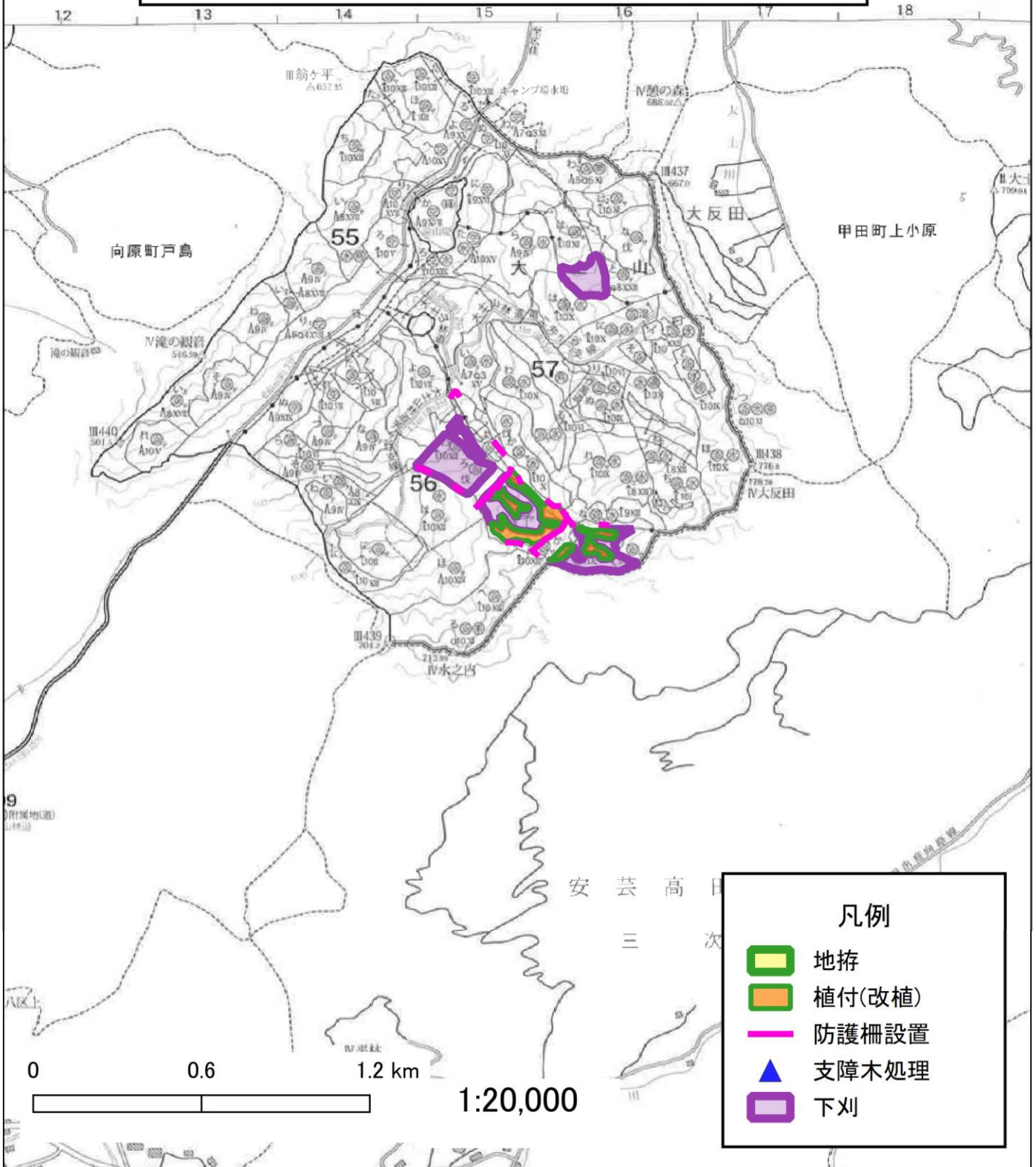
事業箇所  
(谷坂山国有林)

凡 例	
事業箇所	

# 森林整備事業位置図

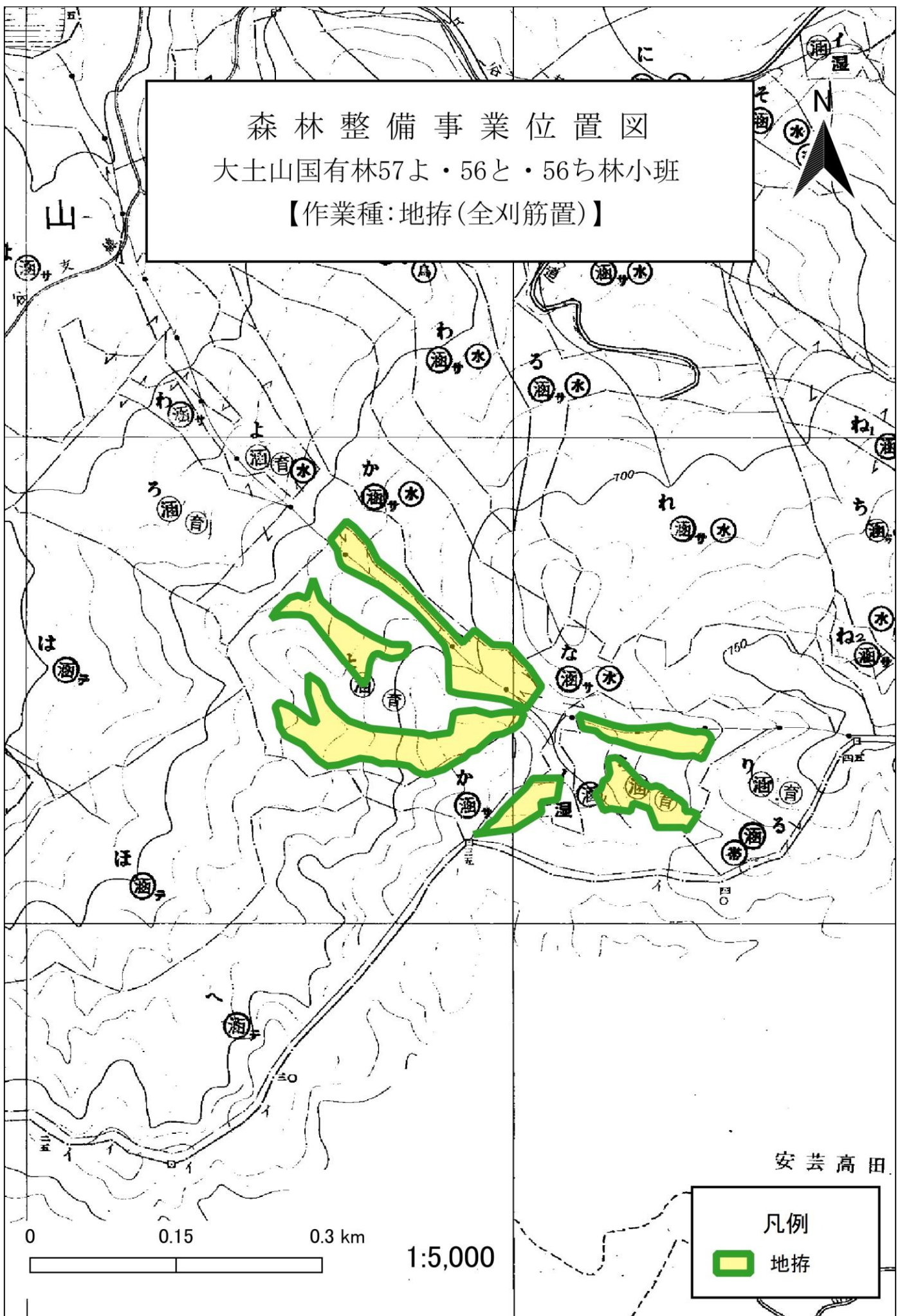
大土山国有林57よ・56ろ・56と・56ち・56り  
56か・55な林小班

【作業種:地拵(全刈筋置)、植付(改植)、  
下刈(全刈)、防護柵設置外】





森林整備事業位置図  
大土山国有林57よ・56と・56ち林小班  
【作業種:地拵(全刈筋置)】



安芸高田

凡例

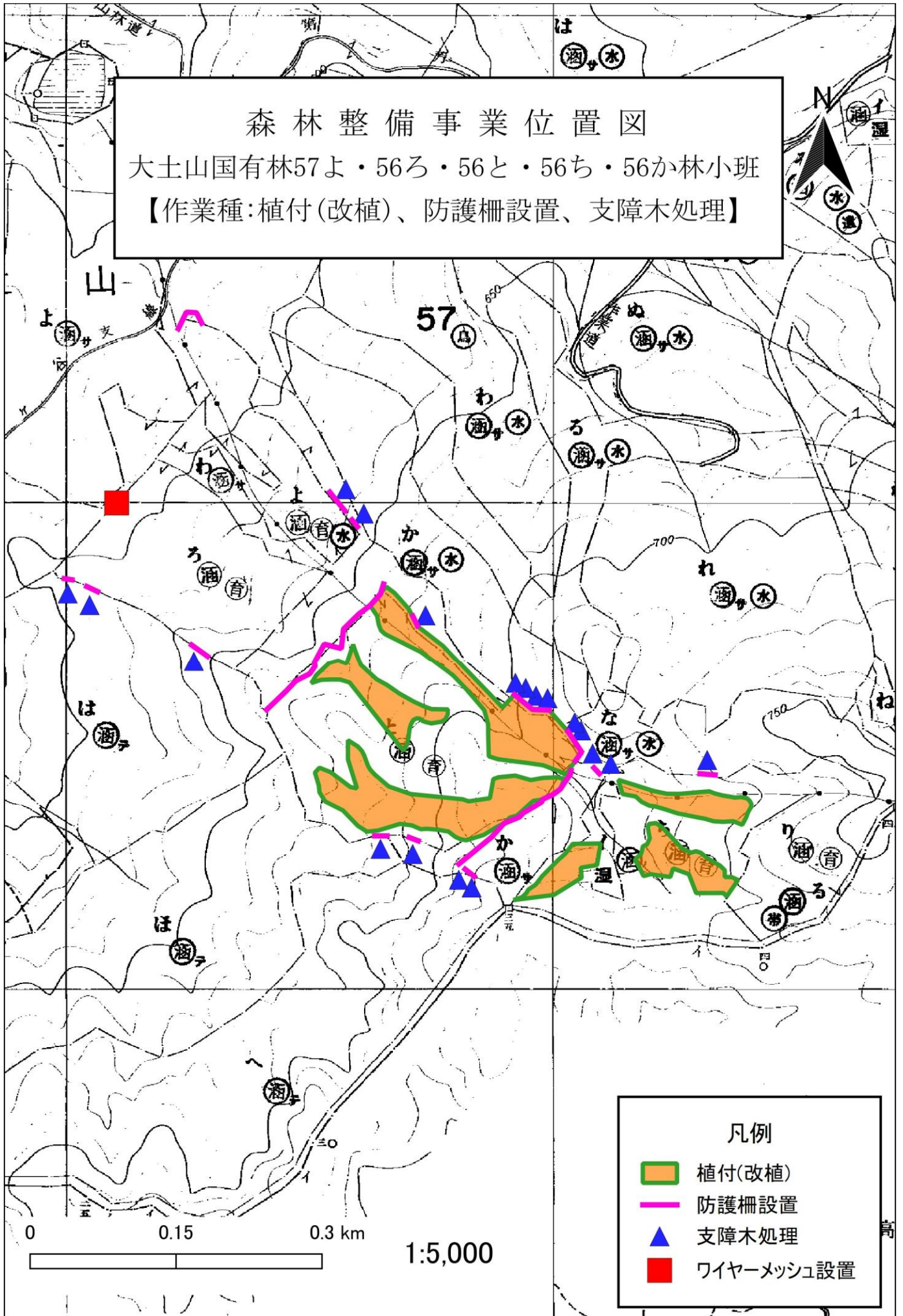
地拵

0 0.15 0.3 km 1:5,000

# 森林整備事業位置図

大土山国有林57よ・56ろ・56と・56ち・56か林小班

【作業種:植付(改植)、防護柵設置、支障木処理】

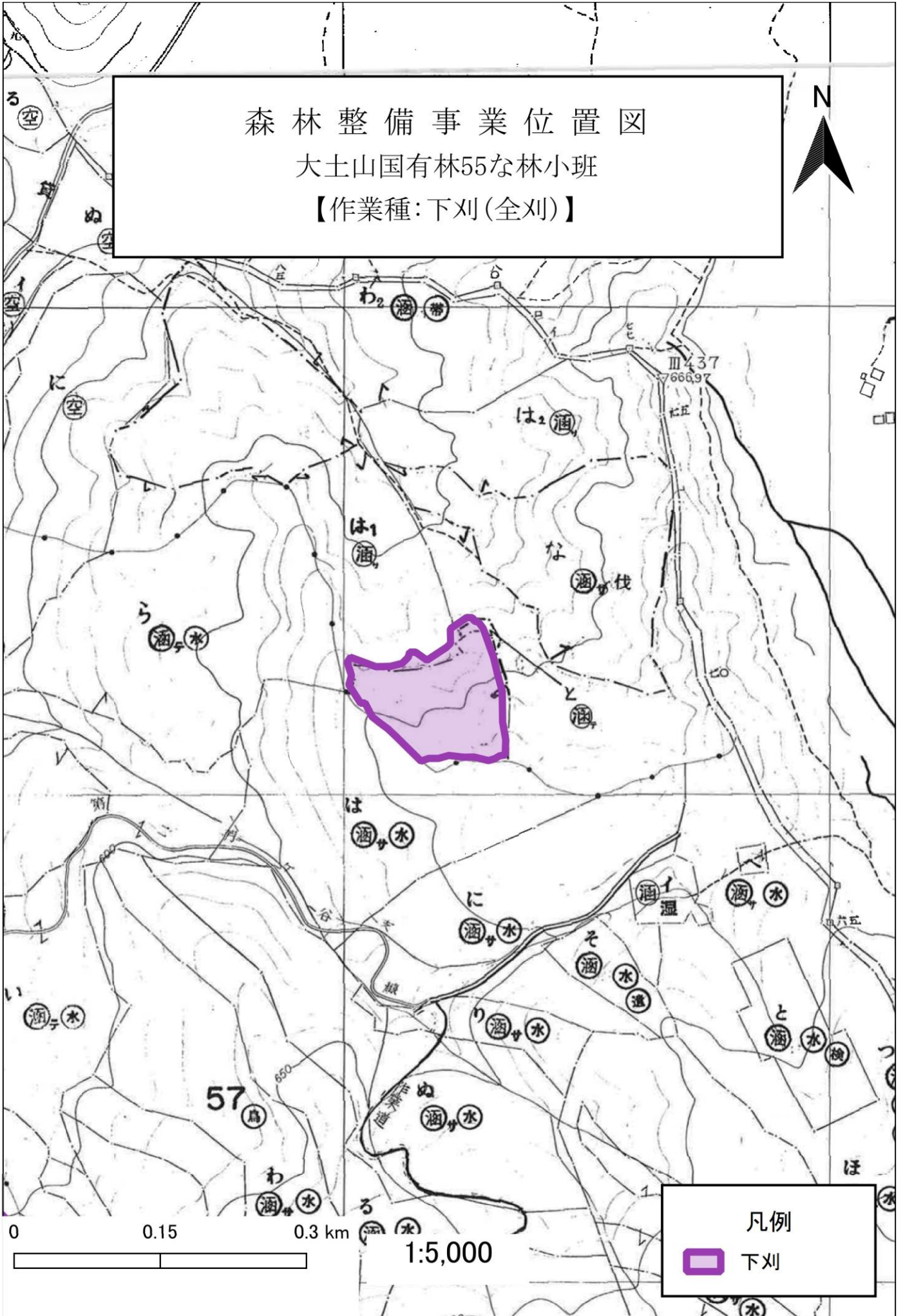




# 森林整備事業位置図

大土山国有林55な林小班

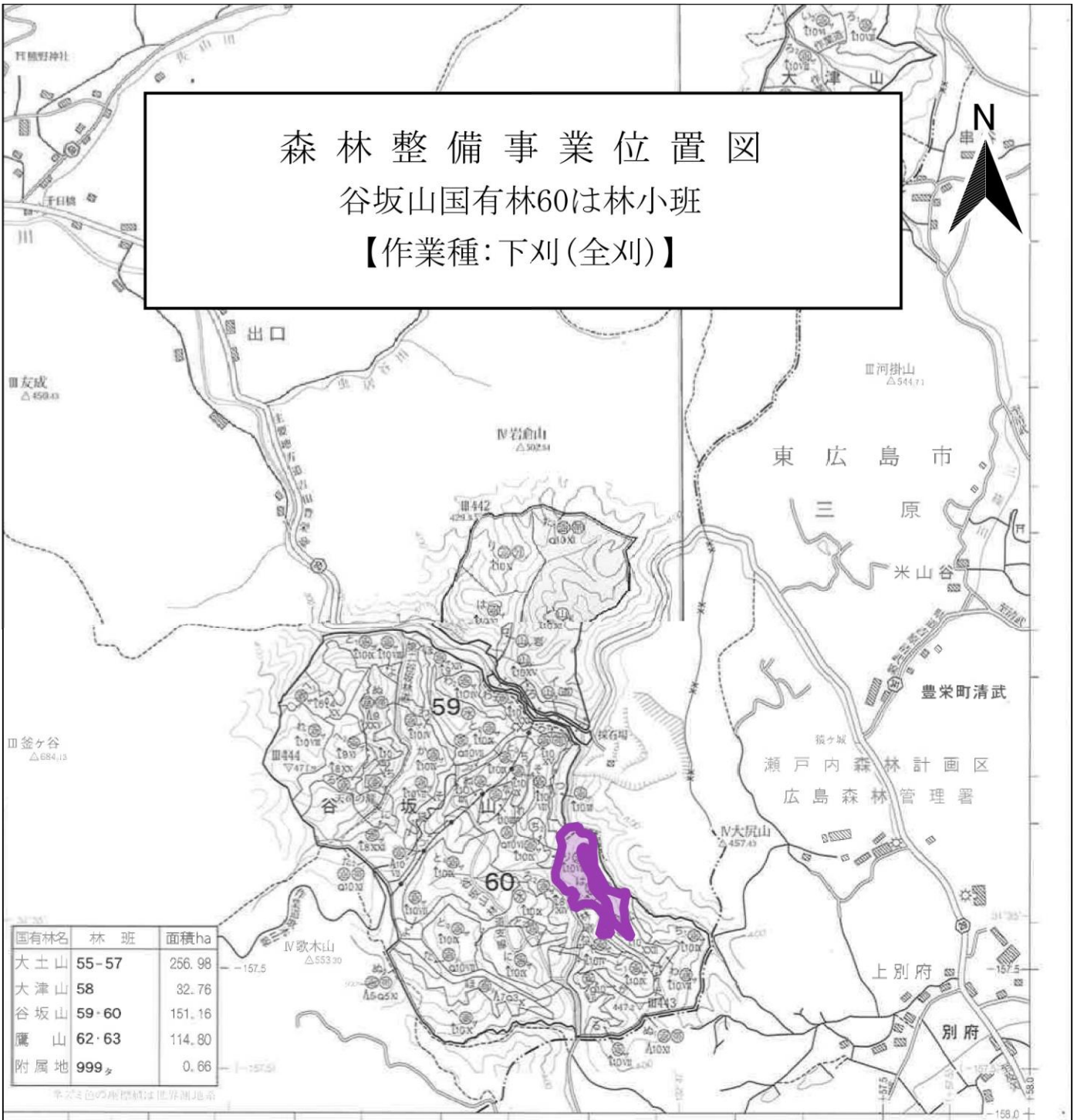
【作業種: 下刈(全刈)】



# 森林整備事業位置図

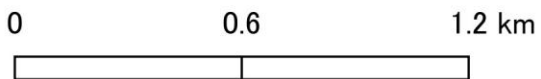
谷坂山国有林60は林小班

【作業種: 下刈(全刈)】



国有林名	林班	面積ha
大土山	55-57	256.98
大津山	58	32.76
谷坂山	59-60	151.16
鷹山	62-63	114.80
附属地	999 <sub>ア</sub>	0.66

平仮名の所標高は世界測地系



1:20,000

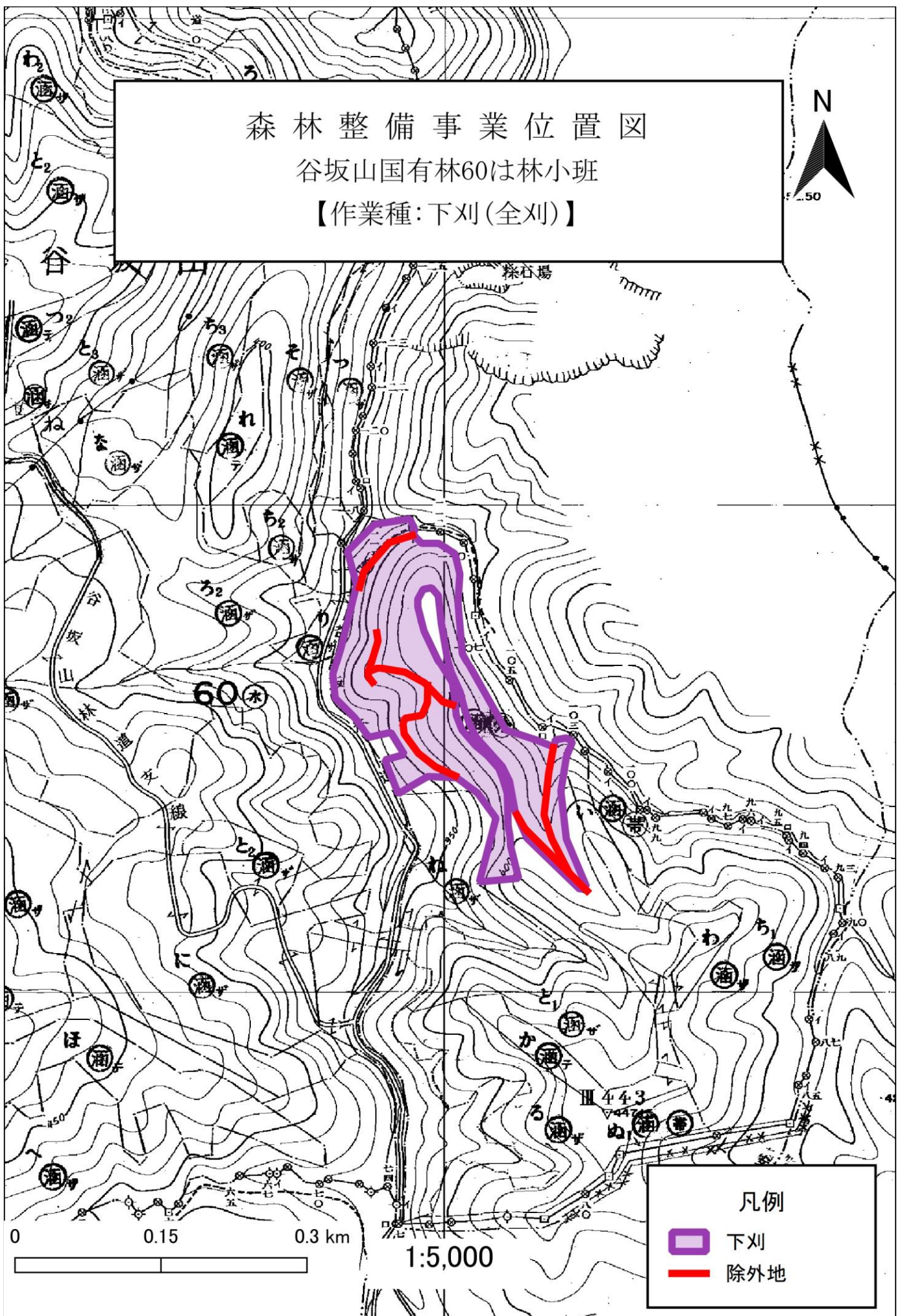
凡例

下刈

# 森林整備事業位置図

谷坂山国有林60は林小班

【作業種: 下刈(全刈)】



## 凡例

-  下刈
-  除外地

## 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

(監督職員)

(官職氏名)

殿

請負者 住 所  
会 社 名 等  
現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 ( 曜日)			時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような 不安全又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先						経験 年数	
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間・ 死亡日時		被災 場所	
今後の対策								
所見・状況								

(別紙) 契約情報の公表様式  
請負事業の契約情報

事業名 : 大土山国有林外森林整備事業 (造林)

広島北部森林管理署

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜・植生等	間伐量	作業手段	作業方法	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤地点
地拵	三次	大土山	56 と	1.75ha	契約締結日の翌日から 令和6年11月30日まで	やや易100%	-	機械 (人力併用)	全刈 筋置	13.4	64	安芸高田市 向原支所
			56 ち	0.81ha		やや易100%	-			13.4	75	
			57 よ	0.44ha		やや易100%	-			13.4	62	
計				3.00ha								
植付 (改植)	三次	大土山	56 と	1.75ha	令和6年9月20日から 令和6年11月30日まで	中100%	-	人力	-	13.4	64	安芸高田市 向原支所
			56 ち	0.81ha		中100%	-		13.4	75		
			57 よ	0.44ha		中100%	-		13.4	62		
計				3.00ha								
防護柵 設置	三次	大土山	56 と外	0.56km	契約締結日の翌日から 令和6年11月30日まで	難63%、中12%、易25%	-	人力	-	13.4	65	安芸高田市 向原支所
計				0.56km								
支障木 処理	三次	大土山	56 と外	25本	契約締結日の翌日から 令和6年11月30日まで	中100%	-	チェーンソー	-	13.4	65	安芸高田市 向原支所
計				25本								
下刈	三次	大土山	55 な	1.50ha	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで	難100%	-	機械	全刈	14.6	51	安芸高田市 向原支所
			56 ろ	3.13ha		難100%	-			13.4	48	
			56 と	2.40ha		難100%	-			13.4	64	
			56 ち	1.60ha		難100%	-			13.4	75	
			56 り	0.31ha		難100%	-			13.4	81	
		谷坂山	60 は	3.61ha		難100%	-			15.8	40	
計				12.55ha								